

滋賀県立
聴覚障害者センター
だより
第15号



発行日/平成11年12月15日
発行所/草津市大路2丁目11-33
TEL 077-561-6111
FAX 077-565-6101
E-mail: ww100051@mail.normanet.ne.jp
http://www.normanet.ne.jp/~ww100051/

二〇〇〇年度四月一日より介護保険制度が施行されるにあたり、今秋の十月から全国一斉で訪問調査が開始しました。

介護保険制度がまだ周知徹底されていない現状にあります。認定という制度適用の最初の段階から、提供される介護サービスの内容という最後の段階まで、聴覚障害者についての正しい把握の上での適切な処置なくしては、高齢聴覚障害者は取り残される危険があります。不就学や重複障害者等の理由で、独自のコミュニケーション対応が必要となり、その個別的・集団的な保障がないと、身体動作からの支障度が低くみえても社会的には自立困難な人がいます。

京都や大阪では、要支援・要介護状態にある人々への対応として聴覚障害者団体役員、聴覚障害者ホームヘルパーやろうあ者相談員、手話通訳者等との共同で申請時点での手話通訳などを確保する取り組みが進められています。

介護保険

聴覚障害者へのコミュニケーション保障は

県内の場合、何人か対象者があげられていますが、市町村ではほとんどの場合筆談でされたり、または手話のできる職員に通訳してもらったりしているようです。大津市ろうあ福祉協会は、市に対し、手話通訳などコミュニケーション確保に責任を負うことで介護保険事務経費から費用負担すべきと提言しています。また、全日本ろうあ連盟もこうした動きを踏まえて厚生省に対して訪問調査にあたっては、手話に熟練し、十分な理解を持つ担当者あるいは十分な手話通訳士ないし認定された手話通訳者が同行するよう申し入れています。

滋賀県立聴覚障害者センターとしては現在、まだ具体的には取り組んでいませんが①市町村、指定事業者から要請や相談があれば、積極的に応対していく。②訪問調査における手話通訳の留意点を周知徹底する。③介護支援等専門員の研修にあたり聴覚障害者の特性・情報・コミュニケーションの困難さを知識として理解させる、等々協力していきたいと考えています。

シリーズで制度と取り組みを学ぶ
— 日曜教室事業から —

日曜教室事業としてこの制度を多面的にとらえ、どう対処していけばよいかを学ぶためにシリーズで取り組みました。①パート1「制度面」では85項目の訪問調査が、身体介護を中心とする内容に限定されるなら、聴覚障害者の本来の不便さや自立に不都合な面が評価されないなど大きな課題が指摘されました。そのために「特記事項」で聴覚障害者の特性を具体的に記述することが大切であり、通訳者がケアマネージャーや訪問調査員として直接関わることも重要であると話されました。

②パート2「特老施設見学(淡海荘)」では、デイサービス利用者のYさん(聴覚障害)を囲んで懇談。好きな絵に没頭する彼女と、訪問した仲間達との会話はオーム返しで十分伝わり切れないもどかしさを感じつつも、ひと時のふれあいで見せた笑顔が印象深く脳裏に焼き付きました。③パート3「聴覚障害者のホームヘルパーの取り組みから」では、要求の掘り起こしのため、東奔西走するエネルギーな吉見輝



ヘルパーの取り組みを報告する講師の吉見さん

子氏の活躍振りに目を見張るものがありました。意志疎通の不足から家族からも孤立して、人間的な関わりが少ないろうあ者の実態や、高齢化が進む中、かねてから気掛りだった独居老人の問題がこの道に進むキッカケだったとが、資格取得後は自ら望んでいこいの村梅の木寮での実習で直にふれた入所者の生活から多くを学ばれたこと。日本で始めての聴障ホームヘルパーとして活動を始めてから9年、初めの頃は、聴覚障害者に対する理解など無い時代、役所に直談判してやっとのことで、通訳付きの受講が叶ったこと、難しい内容を一生懸命に通訳してくれた通訳者のためにも弱音は吐けなかったそうです。同業者とはいえ、初対面では門前払いも多く、何度も何度も訪問してやっと繋がりが持てたら、これ幸いと全てを任せて何もしない家族も。訪問日の11-2時間を心待ちにして下さる老人達に、「さようはこれまで」と終われず時間外はボランティアで訪れる日数も多いと講師。今はろうあ者の顔色を見ただけで、健康状態が分かると言います。繋がりの深さを感じさせられた。滋賀のホームヘルパー有資格者に、待っていても仕事は来ない、掘り起こしから始めて信頼関係を築くこと、それを行政に繋げて欲しいとメールが送られました。未だに全体像が見えない介護保険制度。措置制度から利用契約制度に。費用負担導入の意味等ももっとと継続した学習の中から学ぶ必要性を感じています。

共に考え、共に学んでいきます

滋賀県登録手話通訳研修会

現在県内では、一七人の手話通訳者が手話通訳派遣事業を主に担っています。通訳件数は年々増加する一方で、内容的にもより専門的な知識を求められたり、人間関係や子育ての問題と非常に多岐にわたっています。

また、実際の通訳場面では、常に応用問題で対象の聴覚障害者やその相手またその時の状況によって通訳の関わり方が変わってくる場合もあります。そういったことから、通訳者は常に自分自身の通訳のあり方を反省し、通訳技術の研鑽が必要です。しかし、これは、個人の努力だけではなく、通訳者集団の中できつちりと検証し、積み重ねていかなければなりません。

そこで、今年度より県から手話通訳者の研修の予算がつき、2ヶ月に1回の割合で研修会を実施しています。そのなかで、現在大きく変わろうとしている社会福祉制度や手話通訳者の行動指針となる倫理、健康で活動を継続していくための手だてについて、また通訳の表現技術等について学習を深めています。そして、日々の手話通訳活動を振りかえり、問題や課題を整理しながら聴覚障害者に情報保障していくた

めに必要な環境とは何なのか考えています。時には登録者同士の意見交換も行っていますので、「通訳経験や地域等異なる人と情報交換できて良かった。」とか「自分の抱えている問題を出すことができて良かった。」等の感想が寄せられています。

くさつ 発信

社会福祉法人

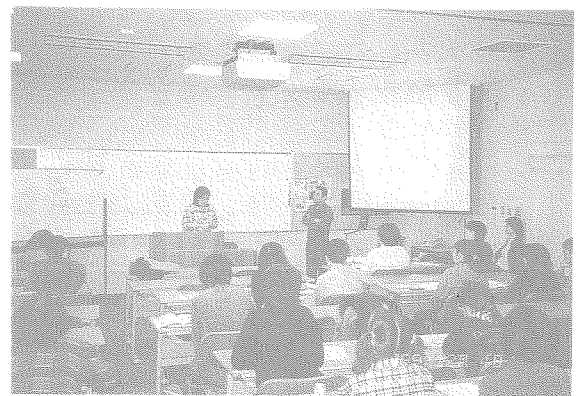
滋賀県聴覚障害者福祉協会

理事長 三塚 武男

この十月から、実施主体である各市町村は、厚生省のスケジュールに沿って、介護保険の申請を受け付け認定作業をすすめています。聴覚障害者の受付窓口や訪問調査などにおけるコミュニケーションの保障はどうなっているのでしょうか。

障害のある人やその家族がくらしの実態を正確に伝える条件を保障されないといけない、必要なサービスを受けることができなくなります。聴覚障害者に

これからも一部の聴覚障害者の社会参加は進んでいくものの、情報から取り残され、めまぐるしい社会の動きについていけない聴覚障害者も多数います。社会の経済状態が悪くなったり、何か危機が発生したときに一番にその被害を被るのは社会的弱者と呼ばれる人達です。手話通訳者には、社会的に弱い立場におかれている聴覚障害者の権利を守っていくという役割があります。そのためにも、日常的な学習と集団的な学習が何よりも大切なのです。センターとしても更に充実した内容で学習ができるように考えていきます。



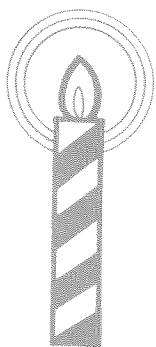
ケース検討の場面

とって、市町村が常勤専任の手話通訳者を配置することが切実な要求です。厚生省の身体障害者実態調査によると、聴覚障害者の場合「在宅福祉サービス」の利用率は最低です。大阪の「ろうあ高齢者のくらしと福祉」に関する実態調査でも、ホームヘルパーやデイサービスなどを利用している割合は一三%と、一般に比べて半分以下です。必要としている人が少ないという事ではないのです。大阪の調査では、手話でコミュニケーションができる「ろうあ会館のヘルパー」を利用したいと答えた高齢者が五二%を占めています。

聴覚障害者の場合、福祉だけでなく、職業・雇用や教育、保健・医療、消防、安全などすべての制度施策の実施にお

いて、頼りになるコミュニケーションの保障が不可欠の前提条件です。それも、自治体・行政の責任で、必要な時にいつでも利用できるように、身近なくらしの場（生活圏）で、顔と顔を合わせての直接的な対話・交流と協力の輪を広げていく継続的な対応が大切です。

市町村をこえた広域でのサービスや担い手の配置は、それを必要とし利用する側の住民のくらしの実態からかけはなれ、地域によっては住民のくらしの格差が拡大し、住民自治の発展をさまたげることになります。



要約筆記

今年度の要約筆記者養成入門講座とパソコン要約筆記講座の状況と特徴について簡単に報告します。

OHPの手書きによる要約筆記者養成の講座では、四〇人を定員として受講者の募集を行いました。申し込み締め切り日前から定員数を上回る申し込みに苦慮致しました。各市町の公報紙にPR掲載をお願いしたこともあり、「是非、受講させて下さい」の声に六二名の申し込みを受けてしまいました。締め切り後もなお、申し込みがありました。申し込みが、次年度受講をお願いしお断りしました。

受講者の感想の多くに「見ているのと、実際の筆記とは大違い。甘く見ていた。」「難しさを実感しながらも楽しかった。」などでした。ただ、情報保障者としての要約筆記者と受講者個人がイメージするボランティア像を描き代える指導の必要性を感じました。修了者四二名。



今回の講座では、初の試みとして手書き(OHP)とパソコンによる情報保障の合同実習を行いました。狭いながらも無事に終えることがで

き、双手法を互いに認識しあえる、よい実習であったと言えます。新養成カリキュラムへの移行の参考になりました。パソコン要約筆記講座の申込は三十六名。修了予定者は二四名。今後の課題は当センター以外でのパソコン要約筆記講座の開催です。機器の準備、具体的にはノートパソコン一〇台、コンバーターや接続キットコンテナ、テレビモニター五台など必要な機材を当センター以外の会場に毎回運搬し、おこなえるのか？センター以外での開催を希望する声も届いてはいるのですが。

手話通訳

昨年の七月、厚生省から手話奉仕員養成・手話通訳者養成事業の新しい養成カリキュラムが各都道府県、各市町村にあてて発表されました。手話通訳者養成事業では、「基本課程」(三五時間)、「応用課程」(三五時間)、「実践課程」(二〇時間)に別れ、滋賀県ではこのような長期間にわたる養成講座は初めての実施となります。

講座の内容は今までに体験したことがない学習内容がたくさん盛り込まれています。しかし、講師の研修が十分であったり、経験不足や人材不足などの課題を抱えています。

(勸全日本ろうあ連盟主催の講師講習会は、「基本課程」一九九年四月・兵庫県に続き「応用課程」(同一〇月・大阪)の研修が開催され滋賀から四名が参加し、全国統一の指導要領、指導カリキュ

養成講座

それぞれの現場から

ラムに沿った研修を受けました。より質の高い人格と技術(通訳+支援)を持ち合わせた手話通訳者の養成・確保により、聴覚障害者のコミュニケーション保障の基盤確立を担うと思うと、講師の責任は大変重いものがあります。講師間の力量や地域の格差、テキストの内容量の多さなどにそれぞれの講師が共通認識を持ちながら指導内容の充実を図るために講師団を編成しています。そこでは、講師同士が集団的に討議し合える場として、ひとつひとつの課題を整理しながら進めていきたいと思います。

現在、毎回の講座のねらいをどのように理解しているのか、試行錯誤を繰り返しながらも、毎回受講生から提出してもらっている講座ノートを元に、理解度や疑問など受講生の反応を、考慮して進めています。又、グループで学び合うなど、受講生同士の交流も深まっているようです。

聴覚障害者の社会参加や権利擁護を担う手話通訳者が、一人でも多く増えて、そして手話通訳者への社会的理解がより広められたらと願っています。

字幕制作ボランティア近況

字幕制作ボランティアの活動が始まって四年度。メンバーもほぼ十六人と固定し、活動も三つのグループに分かれ週一回センターに来て作業をするようになり、定着してきました。そうしたことから、今年度は今まで

の活動を総括する意味で、また、聴覚障害者やその関係者に、広く字幕制作ボランティアの活動を知ってもらうというところで、平成十一年十月二十三日(土)に開かれた第四回聴覚障害者の社会的自立を考えるセミナーで、字幕制作ボランティアの活動の実践報告を行いました。そこで、ボランティアの中から代表で「ボランティアの声」として、日頃の活動の様子や字幕制作の方法、そして「字幕を付けるのは大変だけど、もっと多くのビデオに字幕を付けたい、もっと聴覚障害者の方に付けてもらいたい」というボランティアの方の字幕制作に対する思いを発表していただきました。



セミナー参加者の反応としては、「ビデオに字幕を付けるのは時間や手間がかかり、とても大変なことだとは知らなかった。もっと字幕を付けてほしい」といった感想が聞かれ、多くの方に理解していただけてよかったと思います。ボランティアの方々もこのような機会をとおして自分たちの活動の意味を再認識し、今後の活動に向けて大きな励みになったと思います。字幕制作ボランティアのみならず、今後の活躍を期待しております。

(世界遺産「屋久島」字幕完成間近)

ゆっくりと話を

聞いてもらえて安心

——きこえの相談より——

「きこえの相談」皆さんはご存知ですか？

当センターでは予約制で、一人平均三十分から一時間かけて実施しています。まず、聴力相談担当の西岡先生に、相談者の様子をまとめて頂きました。

「電話の音が聞きとりにくい、テレビのボリュームを大きくしないとわからない等、日常生活の中できこえに不

自由を感じている方々の相談を受けています。相談者は、この程度の事で耳鼻科を受診しても良いのか、補聴器を使用した方が良いか、その場合どのような手続きが必要なのか、悩んだり迷ったりされている場合が多く見受けられます。必要であれば、耳鼻科の受診や補聴器の専門店等を紹介しています。又、聴力検査の設備もあり、きこえの

チェックも行う事ができます。その結果、身体障害者福祉法に該当する程の難聴であるとわかったケースもありました。日頃、きこえに対して疑問に感じておられる事にできる限り対処し、様々な相談に応じていきたいと思っています」と、心強い言葉で締めくくって下さいました。相談者の方々の中には、職場や家庭等の場で周囲の理解がなかなか得られず孤立化し、ますます孤独に陥る方もおられ非常に深刻な問題です。しかし、一方では「ここではゆっくりと話を聞いてもらえて良かった」と、笑顔で帰られる相談者の方もおられます。相談日は、第四月曜日（月1回）ですが、気軽なお気持ちでお申し込み下さい。お待ちしております。

●年末年始●

休所日のお知らせ

西暦1900年代も余すところ半月と大詰になってきましたが、世間では、2000年問題が大きく取り上げられており、新聞、テレビ等ではロシアの核ミサイルの誤発射問題をはじめ、コンピューターが誤作動を引き起こす懸念が心配されるということから、電気、水道、ガスなどライフラインの停止という不測の事態に備えた商品が「危機対策備蓄セット」として店舗にお目見えするなど年末から年始にかけて不安な要因が存在しております。

小淵首相は安全宣言をされていながらも、注意を呼びかけており、いたずらな不安は無用だけど万全な対策は困難ということで「おせちは多いめに、電話は控えめに」と国民に求められていることから私たちもよくよく心しておかねばならないことと思います。

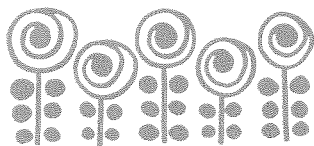
さてセンターの年末、年始の関係ですが例年どおりその間を休所日とし、ビデオの貸出しも次のとおりとなりますのでお間違いのないようお願いします。

◎休所期間 年末12月29日(木)～年始1月3日(月)まで
(12月28日までと1月4日からは平常どおり開所しております)

◎休所期間のビデオの貸出し

12月28日以前1週間の内に借りられる方は返却が1月4日となり、貸出し期間が倍となります。

あわせてビデオの本数も3本から6本まで貸出しが可能ですので、せいぜいご利用いただきますようお願いいたします。



センターだより

小学校時代からの友人がいます。彼女も関西にいますので、逢おうと思えばいつでも逢えるのですが、ここ10年ぐらひは、1年に数回手紙にやりとりをするのみのつきあいになっていまい。それでも、わずか10歳前後からずっと知っている関係というのは、あっさりした肉親のようなものです。多くを語らなくてもなんとなくわかってもらえるのが有り難く、この先もこんな感じで淡々と続いていければいいなと思っていました。

ところが、彼女と私がインターネットを利用するようになっ

て、少し事情が変わってきました。Eメールは手紙を書くよりもずっと手軽なので、週に1、2回はやりとりするようになったのでしょうか。お互いに好き勝手な事を書いているのですが、簡単な日記を共有して、自分の頭の中や感情を整理しているような感じがあります。

思えば中学生の時も、交換日記をしていた私達・・・。ネットのおかげで何十年もたって、また交換日記が出来たようになったようなものです。私達はあまり進歩していないのに、文明は進歩しているということでしょうか。 (T.H)